

第4号様式（第9条関係）

令和8年 4月 1日

日進市議会議長 宛て

議員名 小野田 利信

令和7年度政務活動費収支報告について

日進市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項に基づき、別紙のとおり
令和7年度政務活動費収支報告書を提出します。

令和7年度政務活動費収支報告書

議員名 小野田 利信

1 収 入
政務活動費 150,000 円

2 支 出 159,926 円

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調査研究費	0	
研 修 費	159,926	交通費 59,536円 講習費 92,640円 宿泊費 7,750円
広 報 費	0	
広 聴 費	0	
要請・陳情活動費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	0	
合 計	159,926	

3 残 額 -9,926 円

政務活動事業実績報告書

議員氏名 小野田 利信

令和7年度政務活動費に係る事業実績報告書を次のとおり提出します。

年 月 日	事 業 名	事 業 概 要 及 び 成 果 等
R7. 7. 22 ～ 7. 23	セミナー参加	調査視察地等の報告書にて提出
R7. 10. 14	セミナー参加	調査視察地等の報告書にて提出
R8. 2. 17	セミナー参加	調査視察地等の報告書にて提出

(注) 使途基準の項目別に記載すること。

調査視察等の報告書

令和 7年 8月 6日

日進市議会議長 様

議員氏名 小野田 利信

実施年月日

令和 7年7月22日から

23日まで

2日間

行き先

としま区民センター（東京都豊島区）

目 的

- ①婚活市場の力学から知る婚活支援の難しさと解法
- ②議会発言の留意事項
- ③市長経験者が明かす！一般質問の極意

報告事項

①〔婚活市場の力学から知る婚活支援の難しさと解法〕



講師 高橋 勅徳（みさのり）

神戸大学大学院経営学研究科修了

沖縄大学法経学部専任講師、滋賀大学経済学部准教授

経営組織論・企業家研究を専門とし、ハイテクベンチャーから地域活性化まで幅広く調査研究を手掛けている

1. 婚活支援サービスは「結婚」をふやしたのか？

“コンカツ”とは家族社会学者である山田昌弘先生が2007年に提唱した概念。

書籍「婚活時代」のヒットを前後して、2007年に婚活パーティー、2009年にマッチングアプリといった婚活支援サービス企業が次々に現れた。

昭和63年頃まで見合いと恋愛の割合が半々であった。

婚姻率は昭和48年ごろをピークに一時期（バブル期）に持ち直したが年々減少。

婚活産業は今では5000億円規模になっている。

伸びる婚活支援サービスだが成婚数は減少している。

2. 実際に婚活をしてみたら：①マッチングアプリ・婚活パーティーの場合

・マッチングアプリ

女性は基本無料、男性は月数千円からで利用可能。年齢や学歴など自己PRを記入して、自分が希望する属性を持つ人を検索（マッチング）

マッチングアプリが引き起こす症状→男性はショットガンアプローチが最適の戦略と気づく。女性は過去に経験したことのない水準のモテ体験をする。毎日非常に多くのマッチングの申し込みがあり疲れてしまう。気が付くと選り好みが増えていく。

・婚活パーティー

年齢と収入（職業）で男性のスペックが統一されたパーティーだが、結局集まるのはごく一部の男性の元だけ。

実際に出会えても目的は多様であり、婚活目的以外で利用している。

飯目的（居酒屋代わりなど）、パパ活の狩場（高級ランチと買い物をして、その戦利品の山分け）や塩対応（出会ってから一切喋らない、未読対応）

3. 実際に婚活をしてみたら：結婚相談所の場合

・結婚相談所

年齢、職業、年収、成婚歴の有無や希望する結婚相手の条件などを記入。

商品としてラッピングされる。

担当間で条件のマッチングを行い、一定期間で数回のお見合いをセッティング。

4. 婚活市場をレバレッジとした男女の婚活戦略と行き違い

自分が理想とする恋愛と結婚が誰でも手に入れられる可能性が開かれた。

不幸になる人が減ってよかったのではないかな。（人口減少とは違った別の問題）

「愛で乗り越える」も「好条件に妥協する」必要もなくなった。

5 官制婚活支援サービスの課題と幾つかの解法

婚活支援サービスにより結婚適齢期の住民が都市部に流出するゲートウェイになりうる。

都市部で就業できる人材（特に看護師、保育士・幼稚園教諭）が流出する可能性がある。

婚活支援事業は自治体間で結婚適齢期の人材の奪い合いである。

日進市はまだ人口が伸びている市なので問題はないが、いずれは人口減少の波を受けるために何をすべきかとのことでこの講習を受講した。

講師自ら、マッチングアプリ、婚活パーティー、結婚相談所を体験し各々の特徴を、男女が何を考えて婚活支援を利用しているのか大変興味深く聴講できた。

昔に比べ出会う（マッチング）する手段は格段に増えた。出会った後の責任を取らなくてもよい婚活支援事業が成婚率を上げない理由も理解できた。

官制婚活支援事業は大都市圏内では成功を収めるかもしれないが、地方では取り入れた後の財政圧迫の懸念があり、成婚率との兼ね合いから年間にどれだけ成婚組を達成するであり成功は難しいといえる。愛知県としても近年この婚活支援事業に取り組んでおり注視しておこう。



②議会発言の留意事項



講師 土井 裕之

元さいたま市議会議員

児童福祉系株式会社役員

1. 議員生活 22 年、最も印象に残った一般質問

さいたま市議会で平成 18 年 12 月定例会の吉山悟議員による「盆栽の購入等について」の一般質問が印象に残った。※さいたま市は関東大震災で被災した盆栽職人を受け入れ盆栽のまちとして発展してきた経緯がある。

理由は言いにくいことを毅然と発言。政治的制約を打ち破り、会派が支持する市長に対して答へに窮する内容を大事なタイミングで質した。自分の選挙区を超え、市全体の視点に立って質問。話の内容や言葉の使い方が落ち着いた重みのある言葉。内容に無駄がなくゆっくりと話された。

2. 自己紹介

講師の自己紹介の後、本日講習出席者 11 名の自己紹介。

石川県 志賀町議会

福岡県 福岡県町村議会議長会

東京都 北区

埼玉県 さいたま市議会

岡山県 井原市（4 期）

福岡県 みやま市議会

岡山県 井原市（4 期）

愛知県 日進市（4 期）

宮城県 女川町議会（2 期）

石川県 金沢市議会（オンライン）

東京都 北区（オンライン）

殆どが 1 期生の議員が多かった。

3. 議会とは？議会での発言とは？

地方議会の議会会議録は憲法第 92 条「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」とあり、地方自治法第 123 条第 1 項に「議長は、事務局長又は書記長（書記長を置かない町村においては書記）に書面又は電磁的記録により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。」とある。

4. 議員としての最低限の心掛けとは。

- ・「質疑」と「質問」の違い
- ・一般質問の役割
- ・一般質問での留意事項
- ・政策議論の詳細
- ・委員会内の一般質問「議案外質問」

さいたま市では常任委員会で一般質問ができる制度がある。（日進市にはない）

5. 未知の時代に突入、これからどうするか。

- ・人口構造の変化への対応
団塊世代の卒業
有権者の支持政党の非固定化
- ・ネット SNS の時代への対応
情報・知識のスピード
AI の可能性
- ・既に起きた未来

この講習の目的はやはり他の議会はどのように運営しているのかを問いかけて受講した。今回の講師は 1999 年に当選され 2023 年に落選し引退し、6 期の長きにわたりさいたま市議会議員を務められ、一貫して無所属で支持母体なし。地元出身であり豊富な経験を聴講することができた。

特に最後に常に自分への問いかけを心掛けることに努めたい。

- ・何のために過酷な選挙を戦い、議員を目指しているのか。
- ・自分が誰のために議員をやっているのか。
- ・歴史の中で自分の役割は何か。
- ・その地域の歯車と噛み合っているか。
- ・常に立場は変化するので、自分の一本筋がないと流される。
- ・議員引退後に繋がる視点も。

③市長経験者が明かす！一般質問の極意



講師 平井 竜一

前逗子市長

合資会社まちづくりコーディネートセンター代表

1. 良い質問、悪い質問を徹底解説

一般質問とは市の問題点を問い、市政をチェックし自らの公約を前進させる重要な機会。

もし、一般質問がなかったら、議案審査だけとなり、行政を監視し、政策提案をする機会がない。

【悪い質問8つのパターン】

- ・調べればわかることを質問する
- ・行政の取り組みの進捗と見解を聞くだけ
- ・具体的な解決策の提案がない
- ・行政批判に終始する
- ・一方的見解だけ述べて質問を終わる
- ・財源の根拠もなく、要望する
- ・論点が多岐にわたり、まとまりがない
- ・与党的立場だからと何も批判しない

【良い質問6つのポイント】

- ・現状の問題点と原因を的確に分析
- ・将来ビジョンと合致した政策を示す
- ・具体的解決策の提案がある
- ・担当部署が課題を共有し解決に向けた取り組みに導いている
- ・財源と政策の優先順位が明確である
- ・継続して採り上げ、質問を発展させる

2. 市長経験者が明かす一般質問の極意

【6つの着眼点】

- ・問題を多角的に分析して質問を組み立てる
- ・最重要質問を決めて答弁のゴールを設定
- ・「検討する」で終わらせず、検討プロセスと期限を明確にする
- ・政策間の優先順位と財源の裏付けを質す
- ・先進事例は当市に合わせた内容で提案
- ・予算がついて満足せず、実施過程と事後評価にもこだわる

3. 一般質問の組み立て方

- ・今議会で、最も質問したい政策課題は何か
- ・なぜ、その課題が重要と考えるか
- ・質問テーマで、現在問題となっていることは何か
- ・質問テーマの「達成目標＝ゴール」は何か
- ・現在、課題が解決できていない原因は何か
- ・質問テーマに関して、参考にしたい先進自治体の事例
- ・解決するために市にどのような取り組みを提案するか
- ・提案を実現するための障害は何か
- ・その障害を取り除くために何が必要か
- ・提案する取り組みを誰が担うか
- ・提案は、いつまでに、どこまで行えばよいか（短期・中期・長期）
- ・提案を実現するための財源はあるか

4. 受講者の一般質問をズバリ！アドバイス

受講者12名（オンライン受講含む）の一般質問を

- ・出来レース型
- ・批判追求型
- ・要望アリバイ型
- ・自己満足型
- ・問題提起型
- ・政策論争型 に分けて評価

5. 行政を動かすための議員心得

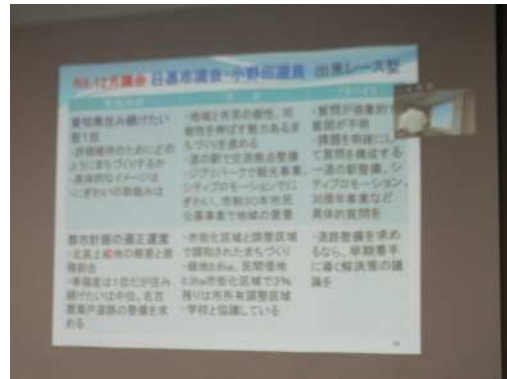
【議会日程と予算反映プロセス】

- ・2月議会で重要課題や決算指摘事項を議論
- ・6月議会で問題提起
- ・9月議会で前回提起した問題の検討状況を確認し、課題を指摘
- ・9月議会決算審査で前年度の問題点を指摘
- ・12月議会で来年度予算化の方針を質す
- ・翌年2月予算審査で必要あれば予算修正
- ・任期4年間の戦略と目標を組み立てる

【6つのポイント】

- ・得意分野、実現したい政策に精通する
- ・担当課長と良い関係をつくる
- ・市長とコミュニケーションできる関係をつくる
- ・関係する市民と協力する
- ・できるだけ多くの議員の賛同を得る
- ・SNS、マスメディアなどを活用する

今回この講習の目的はいかに効果的に一般質問をすることが重要かであり、そのためには元市長である講師が適切であると判断したが大変効果のある受講であった。
受講者の一般質問を検証していただき、どのタイプであるのかの講評で私の一般質問は出来レース型との評価。またどのようにしたらよいかとのポイントもいただき大変効果ある講習であった。



※別添資料

調査視察等の報告書

令和 7年10月24日

日進市議会議長 様

議員氏名 小野田 利信

実施年月日

令和 7年10月14日

行き先

としま区民センター（東京都豊島区）

目 的

事例で考える議会運営のポイント

報告事項

事例で考える議会運営のポイント

講師 廣瀬 和彦

明治大学政治経済学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究課講師

主な著書 政務調査費ハンドブック、Q&A地方議会議員ハンドブック等



1. 突然提出された動議の取り扱い

動議は会議規則に規定があり、16条に規定がある。

提案方法として、口頭によるものと文書によるものに分かれる。

口頭によるものは案を備える必要がなく、殆どが議事進行か審議に関するものである。

文書による場合は決議という形になる。

動議は、議事進行、審議手続きに関するものが殆どとなるが、稀に懲罰動議が動議として存在する。また補正予算とか条例案に対して修正をかけたりする場合があるが、実は修正案とか言っているが、正式名称は修正の動議の一種になっている。

動議を提出いたしますっていう動議を出はよいが、動議口頭で出されるので動議が成立するかどうか、動議としてのきちんと要件を満たしてるのかどうか、そもそも動議として提出されても要件を満たしてなければ、動議確定しないので最終的に取り上げる必要性がないので、必ず要件を満たしてるかを、議長は確認する必要がある。動議を提出したら、例えば1人とか

2 人という方で要件を定めて〔本動議は何何議員から提出されました。他に賛成の方の起立を求めますとか、挙手を求めます〕で要件を満たしたかどうかの確認をする必要性がある。要件を満たせば動議として成立するので、適切な時に動議を議題として諮ることとなる。動議が急に出されると予定していないので、議長は直ぐに休憩を取ったりすることが多いが、休憩を取る前に実はやらなきゃいけないことが多々あるので注意が必要。動議について法律またはこの規則において特別の規定がある場合があり、これは3つほど原則として存在する。特に法律の場合は、地方自治法 115 条、但し書きの場合、議長または議員 3 人以上の発議による秘密会の開催を求める秘密会の動議が法律上の動議の規定として存在する。あとは、地方自治法 115 条の 3 の修正の動機。これは団体意思決定議案、補正予算とか条例に対するものだが、この場合は議員定数の 12 分の 1 以上で出す要件が別途定められてる。あとは、地方自治法 135 条の 2 懲罰の動議という形になり議員定数の 8 分の 1 以上の方で出す。動議に似たもので、議事進行上の発言というのがある。これは、議会の議決を求めるものではなく、あくまでも議事進行上の問題について発言通告書であり、提出を必要としないで議長に対して質疑とか注意の希望を述べるための発言である。独立の動機とは出された動議だけで独立して議会の議決の対象となり、懲罰動議とか議長に対しての不信任動議であり、これだけで完結するから。緊急動議を出す方がいるが、本人は緊急の動議と言っていて、緊急性があると言うが、会議規則上に緊急動議としては他の動議と区分して規定は置かれていない。すなわち必然性があるかどうかというのは議長が判断し、直ちに取り扱う必要性があるかどうかを考えればよい。動議は口頭で案を備えないで実際に提案することができるとされているが、修正の動議と懲罰動議だけは地方自治法に規定があり、会議規則に規定があり必ず案を備えなければならない。本会議で修正の動議出した時に委員会に付託されるのかどうかといえば、修正の動議は委員会付託することはできない。

2. 不穏当発言かどうか判別のつかない発言の取り扱い

不穏当発言とは良識を有する方が発言してはいけないもので、不規則発言は単に議長の許可を得ないものは全て不規則発言になる。

ヤジ等は不規則発言であるが、議会の審議を活性化する発言として通常、議長はそれについて黙認するというのが一般的である。

議会で不穏当だと判断したものが、他の議会で全く同じことで不穏当とは必ずしもならない。そこに至るまでの発言の状況とか、発言した方の状況、その立ち位置とか、所属してる会派とかで変わってくる。また少数会派に対して嫌がらせ的な形で行動として、懲罰を課するぐらいがあり非常に問題あるが、それもあり得る。

発言を取り消す動議と発言の取り消しを要求する動議が同じと思うが同じではない。

発言取り消し動議は違法な動議で、発言の取り消しを要求する動議は適法でありそこが違う。発言取り消し動議は、発言の取り消しの同意が可決されたら発言の取り消しの効果を生ずる動議と考えたら、そのような権限は地方自治法を含めて根拠条文はない動議自体は違法なものである。ただ、取り消しを直ちにするのでなく、取り消すことをお願いする、要求するとなると、直ちに取り消しの効果を生じるという動議ではないので適法な動議になり、要求するのが入るだけで事実上の効果しか生じないから適法となる。

不穏当発言かどうか分かりづらいものについてはどのように対応するかで、発言の取り消し命令にも2つ程あり、単純発言取り消し命令と発言取り消し命令の留保宣告があり、直ちに発言の取り消しに対象になるような不穏当発言か判別がつかないので、発言の取り消し権というのを議長において留保しといて、後で速記録を作って、その速記録を確認してから判断して、適宜議長において措置。今すぐこの場では判断ができないから、後で中身を確認して判断する発言取り消しの留保宣告になる。

不穏当発言かどうか判別しづらい時に発言の取り消し命令は、その発言がされた当該会期中にしか行えない。これが原則になっているとはいえ、短い会期中に不穏当発言かどうか、議員の中でも本当か本当じゃないかって考え方が割れる。短い会期中に判断するって難しいので、この発言取り消し留保宣告をすれば、開会中だけではなく閉会中にも引き続いて、取り消し命令を出すことができる形になってくる。速記録を調査した上で不穏当発言ではないと判断して何も取り消し命令もしないという判断をすることもできますし、不穏当だと判断して発言取り消し命令を閉会中に行う選択肢ができてくるので十分な中身の精査ができる形となる。

3. 議長不信任決議の先決性判断とその対処方法

議長不信任決議の専決制判断とその対応方法は動議と決議は大きく違い、動議と決議は口頭なのか書面なのか、書式の場合は口頭と違って修正することができる。

4. 外交問題や所管外にかかる質問・意見書の取り扱い

外交問題とか所管外にかかる質問とか、意見書の取り扱いについて質問をする時に市の事務以外とか町村の事務以外、あくまでも質問の範囲は団体の事務についてしかできない。市であれば市の一般事務だけしか質問できない。ところが、国の事務とか都道府県の事務とかについて質問するが、本来できない形だが、そのような質問の通告が出ても、通告自体を許可しないということも当然にあり得る。

気持ちはわかるが、原発などを質問したりする方もいれば、あと場合によっては基地関係、外交とかを質問するが、一応、国会とか都道府県議会もあるので、そちらで議論すべきことなので、1番身近な地方公共団体、基礎的自治体だからではなく、答弁される首長も答弁のしようがない。自分の権限がないので、私的な見解でも聞きたいと思っているように考えになる方がいるが、ただあくまでも公人の首長の立場として、法人の管理者の立場として、会議録に残す場が本会議における質問という形になってくるので、それ以外の、万が一質問されたとしても通告外の質問になるので答弁するかもと思っても、答弁しないのでとなりあまり意味がない。

5. 条例・予算審議や質問における除斥の取り扱い

通告の段階で一定程度、議員の自身、配偶者とか、進路の方々等に関わるものについて質問しようとする。当然これは除斥規定が働く。通告自体の時にはわかんなくても、実際話してて明らかに除斥の規定が働くような場合であれば、分かった時点で除斥していただく形になるか、その発言自体を止めていただくかしか方法ないですね。

6. 事務分掌条例の改正と委員会条例等の取り扱い

執行部の内部組織条例、部設置条例とか内部組織条例が変更になって、所管が変わることある。その時に、影響を受けて総務部だったのが総務企画部になって、更にその所管が広がったりする場合は委員会条例を改正せざるを得ない。

議会の委員会は所管を増やすことも減らすことも一切できない。

唯一、地方自治法の109条の3項で、議会、委員会の所管というのは法律で決められており、条例で増やしたり減らしたりすることができないものになっているので、議会の委員会は対象にならない。

7. 会議時間の変更手法

会議時間とは議会が会議を行うことができる時間である。会議時刻、定議時刻が定められている。

通常、大体会議時間が決めたりする。必ず議会開くにあたり、議長の開議宣告がなければいけない。閉会は散会するのと同じだが、この定義は別に議長の閉会宣告はなくても、議会は閉じることができる。その時間が到来すれば自動的にその日の会議が終わることになる。

時間が明らかに足りないと思った場合には、早めに会議時間の延長、冒頭に発言しても別に法律上は問題ないので、延長するかどうかの制約はないが、好きな時に実行すればよい。ちなみに委員会は会議時間についての規定ないので24時間でも問題はない。

8. 兼業禁止かどうかの判断

一定額を超えて自分が所属している地方公共団体との間で請負契約を結ぶと中立公平性の立場から問題が出てくる。自分に利害、利益を誘導するような不正なことが起こり得る可能性が出てしまう恐れがあるので一定のところについては兼業禁止という中で、議員としての資格を失う場合もある形でできた規定。

9. 質問・質疑の省略の是非

質問、質疑については省略というのはこれ最初から一切認めないことは言論の普段の議会の放出に反し、そもそも質問とか質疑省略、これに関しての動議が出ても動議として取り上げる必

要性もないし違法な動議となる。

だが、これに似たもので、質問、質疑終結の動議は別物になる。これは適法な動議になっており、質問、質疑が、一定程度なされたけど、同じような質問とか質疑が追加され議事運営上、無駄になるから、審議能率の観点から、一定の質問を終結する動議から、実際の会則に規定がある中で行うことができるという形になる。

会議規則の規定で、質問、質疑が続出して容易に終結しない時に、質問、質疑終結の動議を出せるとしており、いつをもって続出しているのか、内容的に同じことが繰り返されているのか、実は自主的に判断するのが難しいので、形式的に言うと、要は質問、質疑に2人言ったら終わりの形で質問、質疑終結の動議が出せると考えられている。

よく討論と討議って混在しているが、討論と討議は全く別物である。

議員間討議と、討論を一緒にされる方がいるが討論はディベートで、討議っていうのはディスカッションである。討論はあくまでも自分の正当性をきちんと相手に伝える。なぜ賛成なのか反対なのか、自分が正しいことを言う場で、相手に対して強調とか語情という考え方は基本ない。相手の考え方を自分にひっくり返すために正当性を止めるのは討論で、討議はお互いの論点なんか、その論点を話し合いすることによって、いろんな考え方あるけど、お互いが傍聴し合って合意形成を広げてく手法であり、その違いがある。

10. 事前審査かどうかの判断

議会における審議を形骸化させるのが事前審査である。

例えば定例会前に、特に当初予算とかの時に事前に執行機関が全員協議会の場で内容について説明します。説明したのに対してその内容について場合によっては質疑する場合があるが、この部分がわからない、どうなっているのかの質問は事前審査になる

そこで質疑してしまうと、定例会っていう住民の目に見える公の場において、同じ質疑を繰り返して行うのか、全員協議会の場で行うのか、要は住民の目に見えないところで私的な審議が行われてしまっている判断になるので違法行為だとなる。あくまでも議会というのは、公の場である本会議またはその下、審査機関の理解、ここでしっかりと会議録等に残る形で議論する。これが使命になるので事前審査に当たらないようにする

11. 発言の訂正・撤回の判断基準

訂正とは原稿の読み間違いとか、発言に対する字句の変更を言う。

取り消しの場合は議会の許可だが、訂正の場合は議長の許可ということで、内容の重みに応じている。

12. 審査予定表と休会の取り扱い

休会は議会が会期中に一時活動を休止すること。休日、土曜、日曜、祝日これは休日なので、この日は通常休会と会議規則、地方自治法に基づいて定めているという形式になる。あとは議決による休会で、この日には本会議は開かないと議会で議決をする。

13. 議事日程・審査日程の変更取り扱い

議事日程は議会運営委員会が作成しているようだが、議会運営委員会は別に作れない。

法律的には議長が議事日程を作成しており、議長が議会運営委員会の意見を聞かないで、自分の考えだけで議事を作成しても全く問題はないが、その議事日程に文句言う意義を言うことはできない。

ただ、それをするると円滑な議会運営が難しいので、議長が議事日程について議会運営委員会に諮問して、それを踏まえて議会委員会で協議して答申して、その答申の通り議長が議事日程を作っている。

14. 会議録署名議員の欠席時の取り扱い

規定の通り地方自治法 123 条で2名以上となっており、あと会議規則で署名する議員は何人にし、議長が会議において指名するということで、本会議の場で指名する形になる。

会議録署名義は会議の招集日に通常だが、会議録署名議員を決めて、その当該会期中ずっとこの署名議員と決めているが、会議は日数単位とするので、毎日毎日、冒頭に会議録署名者を指名することもできるが、どちらでも構わないが1日毎にすると大変である。

15. 発言取消の配布用会議録の取り扱いと会議録原本への開示請求

本会議録には発言取り消しの部分は掲載することが会議規則の 87 条の場合に記載があるので、発言の取り消しが許可されたものと発言の取り消し命令が下ったものは配布の会議録には記載ができない形で規定がある。

ただ、原本にはそのまま全部載せ、原本での一字一句ありのままで全て掲載するので勝手に訂正や、勝手にそこの部分を載せない、掲載しないは公文書偽造になる。

また委員会の会議録は、全文記録にする議会もあるが要点記録でもよい。

16. 委員外議員の活用と留意点

委員外議員は質疑、意見述べることができる形で考えてよい。しかし委員外議員に対しての質疑も全く認められないということではない。委員外議員が発言したことに対して、その発言の意図、意見を確認する意味で、他の委員さんから委員外委員さんに対して質疑は行うことはできるが、あまり過ぎると委員外議員の発言自体を否定する形になってくる。何のために委員外議員の趣旨は審査を深め、審査を充実させるために意見を聞くということで招集しているのに、それを否定するような形なら呼ぶ意味がない。

17. 確定日付ある議員辞職願の取り扱い

議員辞職願で開会中は議会の許可で議会が議決をした時に直ちに効果が生じるが、閉会中は議長が許可をしたものが辞職願を出した議員に届いた時に初めて許可の辞職の効果が生じる。

確定日付を入れないで辞職の願いを出して、議長から許可され、その議長から許可された時は、議長が許可した時ではなくて、許可した通知が本人に届いた時に辞職の効果が生じる。

18. 議事と議決の定足数の捉え方

定足数は会議を開いて審議をして会議体の意思を決定するために必要な最小限度の出席数であり、定足数には 2 通りある。

議事の定足数と議決の定足数である。議事の定足数は会議を開いて審議を継続していくために必要な定足数で、議員定数の半数以上の方が出席する。議長も含めて議員定数の半数以上が出席しているか否かである。

議決の定足数は合議体としての意思を決定するために必要な定足数で過半数議決である。議会における審議は地方自治法 116 条に基づいて出席議員の過半数で決するが、その出席議員の過半数で決するときの定足数に議長は含めない。

19. 継続審査・調査の期間と手続き

継続審査は、元々本会議も委員会も活動能力を有しているのは会期中だけである。つまり、開会中だけ議会も委員会も確保能力を有しているのが原則である。

ただ、委員会については例外があって、閉会中も活動能力を有することができる、これが閉会中における継続審査とか継続調査であり、本会議には継続審査、継続調査という概念はないので、開会中しか審議ができない、調査ができないという形になる。

これは地方地法 19 条 8 項があり、これに基づいて委員会は、議会の議決により付議された特定の事件について閉会中も委員会に付託された議案について委員会が引き継いで審査をする必要がある、調査をする必要がある、そういう判断のもとで、閉会中の継続審査の申し出について議決して、その申し出を本会議の議長に対して提出して、議会の許可を得て、閉会中の継続審査、継続調査の効果が生じる。

20. オンラインによる一般質問オンライン委員会での取り扱いの違い

本会議では団体意思を最終的に確定させる上で、意思表示は疑義の生じる余地のない形で行われる必要がある。地方自治法 113 条 116 条 1 項の「出席」が規定されており議場にいることとなっている→オンラインでは出席とはならない。

委員会は本会議の予備審査を行うものであり、地方自治法 109 条 9 項で委員会に関し必要な事項は条例で定めるとなっている→オンラインでは出席となる。



・この講習で動議とはどのようなものか。どのような時に提出するのかを知る良い機会となった。日進市議会では都合が悪くなると直ぐに暫時休憩や、審議中に議員から休憩の発言があると休憩としてしまう。動議なのでしっかりと動議の取り扱いをしなければならない。
動議は直ぐに審査をしなければならないのではなく、その開会中に審査すればよいことも理解できた。発言取り消しによっても原本会議録では消すことができないが、公開の議事録では削除されることは発言は重いものであることを実感した。

※別添資料

調査視察等の報告書

令和 8年 2月21日

日進市議会議長 様

議員氏名 小野田 利信

実施年月日

令和 8年 2月17日

行き先

京都 JA ビル

目 的

議長・委員長が知っておきたい議会運営の基礎と実践

議会が回る「しくみ」を知る ～議会運営委員会の役割と権限～

報告事項

議長・委員長が知っておきたい議会運営の基礎と実践

講師 廣瀬 和彦

明治大学政治経済学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究課講師

主な著書 政務調査費ハンドブック、Q & A 地方議会議員ハンドブック等



1. 議長・委員長の権限

議長・委員長は秩序保持権、議事整理権を有している。また傍聴者に対しても有している。

議員に対する退場命令は議会事務局職員による実力行使はできるが、警察官による実力行使はできない。

2. 通告書と通告外、議題外の発言

文書通告の必要性は質問の内容が事務の範囲外のものである場合や、質問の内容が個人のプライバシーや議会の品位を傷つけるようなものである場合等に質問を許可しない運用を取るためや質問の人数や内容を把握し、重複質問や質問順序・質問人数の調整をするためである。

質疑は議題となった案件に対する疑義しか述べることはできない。例えば条例案を議題として質疑を行っている際に、条例案に関連する補正予算についての質疑を補正予算を議題としていない

のに質疑をすること。

3. 不穏当・不規則発言

不穏当発言は、良識を有する者が発言しない発言。

不規則発言は議長の許可に基づかない発言。

野次の中でもそうだ、そうだとか、言われたことを後押しするようなものや拍手は不規則発言に該当しない。

議会は自律権が定められており、自治体で同じことを発言しても同じように問題にはならない。

4. 傍聴人

傍聴人に対して地方議会は会議公開の原則というのを定められており、それに則って議会は運営されている。

会議開会の継続というのは大きく 3 つの意味合いがあり、傍聴の自由、報道の自由、会議録の公開で、この 3 つが全て会議公開の原則の範疇に入る。

5. 動議・議事進行発言

動議は一般に議案以外で、会議の意思決定を求める提案であり、これが動議という形になる。

動議は、法または会則において特別の規定がある場合の他に、○人以上の賛成者を必要とするという形になる。

動議は会議の途中において発議されて、原則として口頭により、案を備える必要性がなく出される。これを口頭ではなくて文章で、案を備えて出されると決議になる。

動議と似ているものに議事進行上の発言があり、事進行上の問題について、発言通告書の提出を要せず、議長に対して質疑とか注意、希望を述べるための発言である。

動議が出されると議長、委員長は急に出されると予定していないのが出て慌てふためく。

この時にまず何をしなければいけないか、議長動議を提出いたしますって言うてですね、出された時、その時議長が取るべき方法は、まず 1 つは動議が成立しているか否か、成立要件を満たしているかを確認する。出てきたタイミングによって、すぐに成立を確認するのか、それとも一呼吸置いて確認するのか分けて考える。

動議が競合した場合にどれからまず諮るのか。決定基準というのは大きく 3 つ程ある。

1 つ目は 1 つ以上の先決動議が競合した場合、できるだけ提出された動議を採決する機会を与えるように、1 つの同意が採決されることによって他の同意が採決される機会がなくならないようにする。

2 つ目が正規の審理手続きと審議の省略を求める同意が提出されたときは正規の審理手続きから行う。

3 つ目は現状肯定する動議と現状を否定する動議が競合した場合は、現状肯定する動議を先決する。

6. 日程作成

議事日程は記載された会議の日、その日だけ効力を有しおり、会議の日に議事日程が必ず 1 枚ある。議事日程ないと議会を開いて運営することができない。

議長だけが理論的にできるのは議会の委員会で協議を踏まえて議長が作成するのが一般的。

7. 議会だよりと議長の権限

議会だよりの発行責任者である議長は、議会だよりの内容について一定の自立権の範疇での裁量権が認められている。

8. 議長・委員長の発言と裁決権

議長、委員長は議員席に着けば発言をすることは法的に認められているが、中立公正性を欠くこととなるため、会議規則でも討論後は表決が終わるまでは、その席に戻れない。

9. 選挙・互選

議会は政令による選挙を行う。氏名推薦を用いることも可能である。

互選は選挙と異なり、就任に承諾を必要としない。

議会が回る「しくみ」を知る ～議会運営委員会の役割と権限～

1. 議会運営委員会の所管と権限

議会運営委員会の設置状況と任期で設置しているのは、全ての自治体の議会で設置されてるという形になる。任期は 4 年としているのが 8.8 パーセントしかなく、殆どが 2 年で 64.4 パーセン

ト、1 年が 24.5 パーセントなので、1 年と 2 年で、およそ 9 割近い。

議会運営委員会の位置付けは、地方自治法上で常任でも特別でもない第 3 の委員会である。国会と異なり、国会では議員委員会ということで、常務委員会の 1 つとして位置付けられている。以前は地方公共団体議会の委員会については、1 つの常務委員会の委員になれるだけだか、複数所属して複数の委員になるのは法的には難しかった。

平成 18 年の改正で複数所属というのが認められたが、それ以前のところではそのような規定は存在しなかった。

2. 議会運営委員の選出手法と委員外議員の活用・会派離脱との関係

会派離脱と委員の議員で議員が所属会派から離脱した場合は、議会運営委員会議員を辞任する必要があるのかは、議会運営委員会を辞任すべきものという形になる。辞任しなければならない、辞任させるという形には、法的に委員の辞任は委員が辞任しようとするとは、議員さん本人の辞任願がないため辞めさせることができないというのが建前になる。

議長は議運の委員を選ぶ時に委員を選任するとししか規定がなく、その専任根拠というのはどこにもない。事実上は会派を代表して出ていることに着目して、会派を離脱されたり、会派がなくなれば、申し合わせに励行していただく形になる。

3. 議会運営委員会の答申と法的拘束力

議会委員会は意思決定して決めるにあたり全会一致を取ることが非常に多い。

これは議会の運営に関して、同じ方向を向いて、同じような形でやってくるにあり全員が賛成した場合に、議会の委員会の決定となる。

このような形で各会派の意見が十分に反映されるように、運営をするのが 1 つのやり方になる。

ただ、全会一致で議会、委員会で決めたこと、決めないとする、非常に問題が起きる。誰かが反対すれば何も決めることができないし、議会運営委員会が動きたくても動けなくなる

その時は委員会の 1 つであり、出席委員の過半数で決定する。これが理論上の話になり、意思がまとまらなかったのに、十分な議論を踏まえて、十分な討議を踏まえて、最後の最後は出席の過半数で決定の形を取ることができる。何でも全会一致でなければならないのは非常に問題が大きい。

議長と議会運営委員会の関係で、円滑な事業に尽力する議会運営委員会の決定を尊重する義務が法的にはないが、事実上ある形になる。

議会運営委員会の決定は議長を法的に拘束するものではない。議会の決定と議長の考え方が異なった、議会運営委員会の答申と議会議長の決定が異なった場合は決定自体が、議会の答申自体が違法でない時に議長はその答申に従っていただく法的、道義的な義務がある。

4. 議長等との兼職の是非

議長、副議長が議会運営委員会委員長・副委員長を兼職することは法的に問題はないが、議長の諮問機関である議会運営委員会の委員長が兼任するのは不適當。

5. 議会運営委員会と常任・特別委員会、協議等の場との関係

協議等の場で決定されて運営されていくが問題なのは、議会、委員会、会派、代表者会の組み合わせである。

協議等の場は、議案の進路または議会の間に関し協議または調整を行う場なので、審査して決定することはない。会派代表者会は物事を決めて決めたことが次回に意思決定になることはない。意思決定する前の協議、調整を行う場である。会派代表者会議と議会運営委員会のどちらが良いかと云えば、通常は会派代表者会議の方が上になる。

会派代表者会議で意思決定をして、そこで決めたことを議会運営委員会で再度意思決定する。

法的に、議会の運営に関する事項については、議会運営委員会が所管しているので、最終的に議会の委員会で決定するというのが非常に重要になりますね。

全体として、協議、調整を行った会派代表者会議で協議、調整したき結果、議会運営委員会でそれをトレースして、議会運営委員会が最終的に決める。このような形を取られれば 1 番問題ない。



・ この内容の講習は以前（令和6年5月15日）に受講した。
同じ内容を2度も受講することは、忘れていた事項や再度認識する事項もあり大変有意義であった。
会派を離脱した場合での委員の対処や賛成・反対討論での注意の方法（反対討論なのに逆の賛成だけのことを討論するのは討論としてよくないので、議長が発言中に制止する。発言の是正や中止を促し、制止しない場合は懲罰などを賦課する）を教えていただいた。
日進市議会では事象がなったときに対応してみよう。

※別添資料

令和7年度政務活動費会計帳簿

NO 1

議員氏名 小野田 利信

(単位：円)

年月日	摘 要	収 入	支 出	残 高	科 目	領 収 書 番 号
7. 4. 18	令和7年度交付分	150,000		150,000		
7. 6. 20	セミナー受講料		40,880	109,120	研修費	1
7. 7. 22	岩崎御岳口→星ヶ丘		390	108,730	研修費	参考第2号様式
7. 7. 22	星ヶ丘→名古屋		270	108,460	研修費	参考第2号様式
7. 7. 22	名古屋→東京		10,900	97,560	研修費	2
7. 7. 22	東京→池袋		416	97,144	研修費	参考第2号様式
7. 7. 22	池袋→大塚		146	96,998	研修費	参考第2号様式
7. 7. 23	ホテル代		7,750	89,248	研修費	3
7. 7. 23	大塚→池袋		146	89,102	研修費	参考第2号様式
7. 7. 23	池袋→東京		416	88,686	研修費	参考第2号様式
7. 7. 23	東京→名古屋		10,560	78,126	研修費	4
7. 7. 23	名古屋→星ヶ丘		270	77,856	研修費	参考第2号様式
7. 7. 23	星ヶ丘→岩崎御岳口		390	77,466	研修費	参考第2号様式
7. 8. 27	セミナー受講料		25,880	51,586	研修費	5
7. 10. 14	岩崎御岳口→星ヶ丘		390	51,196	研修費	参考第2号様式
7. 10. 14	星ヶ丘→名古屋		270	50,926	研修費	参考第2号様式
7. 10. 14	名古屋→東京		11,100	39,826	研修費	6
7. 10. 14	東京→池袋		416	39,410	研修費	参考第2号様式
7. 10. 14	池袋→東京		416	38,994	研修費	参考第2号様式
7. 10. 14	東京→名古屋		11,100	27,894	研修費	7
7. 10. 14	名古屋→星ヶ丘		270	27,624	研修費	参考第2号様式
7. 10. 14	星ヶ丘→岩崎御岳口		390	27,234	研修費	参考第2号様式
8. 2. 6	セミナー受講料		25,880	1,354	研修費	8
8. 2. 15	名古屋→京都		4,450	-3,096	研修費	9
8. 2. 17	岩崎御岳口→星ヶ丘		390	-3,486	研修費	参考第2号様式
8. 2. 17	星ヶ丘→名古屋		270	-3,756	研修費	参考第2号様式
8. 2. 17	京都→名古屋		5,510	-9,266	研修費	10
8. 2. 17	名古屋→星ヶ丘		270	-9,536	研修費	参考第2号様式
8. 2. 17	星ヶ丘→岩崎御岳口		390	-9,926	研修費	参考第2号様式
合 計		150,000	159,926	-9,926		

旅費精算内訳書

氏 名	小野田 利信
目 的	①婚活市場の力学から知る婚活支援の難しさと解法 ②議会発言の留意事項 ③市長経験者が明かす！一般質問の極意
行 き 先	としま区民センター（東京都豊島区）
期 間	令和7年 7月 22日 ～ 令和7年 7月 23日 （1泊2日）

交 通 費 内 訳

月日	種別	明 細	金 額 (円)
7 / 22	バス	岩崎御岳口 → 星ヶ丘	390
	地下鉄	星ヶ丘 → 名古屋	270
	JR	名古屋 → 東京	10,900
	JR	東京 → 池袋	416
	JR	池袋 → 大塚	146
7 / 23	JR	大塚 → 池袋	146
	JR	池袋 → 東京	416
	JR	東京 → 名古屋	10,560
	地下鉄	名古屋 → 星ヶ丘	270
	バス	星ヶ丘 → 岩崎御岳口	390
/ 			

交通費小計	23,904 円
宿 泊 料	7,750 円
実績合計額	31,654 円
政務活動費充当額	31,654 円
差 引 額	0 円

※ 種別は、飛行機、J R、鉄道、地下鉄、バス、車 等を記入のこと。

旅費精算内訳書

氏 名	小野田 利信
目 的	事例で考える議会運営のポイント
行 き 先	としま区民センター（東京都豊島区）
期 間	令和7 年 10 月 14 日 ～ 令和7 年 10 月 14 日 （ 泊 1 日 ）

交 通 費 内 訳

月日	種別	明 細	金 額 (円)
10 ／ 14	バス	岩崎御岳口 ↔ 星ヶ丘	780
	地下鉄	星ヶ丘 ↔ 名古屋	540
	JR	東京 ↔ 池袋	832
	JR	名古屋 ↔ 東京	22,200
／			
／			

交通費小計	24,352 円
宿 泊 料	円
実績合計額	24,352 円
政務活動費充当額	24,352 円
差 引 額	0 円

※ 種別は、飛行機、J R、鉄道、地下鉄、バス、車 等を記入のこと。

旅費精算内訳書

氏 名	小野田 利信
目 的	議長・委員長が知っておきたい議会運営の基礎と実践 議会が回る「しくみ」を知る ～議会運営委員会の役割と権限
行 き 先	京都JAビル
期 間	令和8 年 2 月 17 日 ～ 令和8 年 2 月 17 日 （ 泊 1 日 ）

交 通 費 内 訳

月日	種別	明 細	金 額 (円)
2 / 17	バス	岩崎 御岳口 → 星ヶ丘	390
	地下鉄	星ヶ丘 → 名古屋	270
	JR	名古屋 → 京都	4,450
	JR	京都 → 名古屋	5,510
	地下鉄	名古屋 → 星ヶ丘	270
	バス	星ヶ丘 → 岩崎 御岳口	390
/ 			
/ 			

交通費小計	11,280 円
宿 泊 料	円
実績合計額	11,280 円
政務活動費充当額	11,280 円
差 引 額	0 円

※ 種別は、飛行機、J R、鉄道、地下鉄、バス、車 等を記入のこと。

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

支出年月日	支出の金額 (円)	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事由
7. 7. 22	390円	乗車券	名鉄バス
7. 7. 22	270円	乗車券	名古屋地下鉄
7. 7. 22	416円	乗車券	山手線(ICカード)
7. 7. 22	146円	乗車券	山手線(ICカード)
7. 7. 23	146円	乗車券	山手線(ICカード)
7. 7. 23	416円	乗車券	山手線(ICカード)
7. 7. 23	270円	乗車券	名古屋地下鉄
7. 7. 23	390円	乗車券	名鉄バス
7. 10. 14	780円	乗車券 (往復)	名鉄バス
7. 10. 14	540円	乗車券 (往復)	名古屋地下鉄
7. 10. 14	832円	乗車券 (往復)	山手線(ICカード)
8. 2. 17	780円	乗車券 (往復)	名鉄バス
8. 2. 17	540円	乗車券 (往復)	名古屋地下鉄

議員氏名 小野田 利信

注「支出の目的」の欄には、支出の目的（乗車券、講師謝金等）を記載ください。

ご利用明細

三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容	
070620	00095115	お振り込み	
受付通番	銀行番号	支店番号	口座番号
0159			
お取引金額			
¥40,000*			

お取引 できない場合		残高	
12.58		¥880*	
		おつり ¥120*	
カ)ヒロセキ"ヨウセイケンキユシ"ヨ様			
オノタ"トシノフ"様			
0561748330			

お振込先・お受取人
ご依頼人

①

領収書

2025年6月20日

日進市議会議員
小野田 利信

様

金額

¥ 15,000

但 2025年7月22日 セミナー受講料として
上記正に受領いたしました

〒112-0011
東京都文京区千石 2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所
登録番号: T2011001095530

領収書

2025年6月20日

日進市議会議員
小野田 利信 様

金額

¥ 25,000

但 2025年7月23日 セミナー受講料として
上記正に受領いたしました

〒112-0011
東京都文京区千石 2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所
登録番号: T2011001095530

領収書
RECEIPT

②

宛名
RECEIVED FROM

日進市議会議員

小野田 利信

様

お預かり番号
RESERVATION NUMBER 2031

金額計
TOTAL AMOUNT ￥10,900 (10%・税込)
(クレジットカード利用・Credit card use)

内容
DETAIL 乗車券類のご購入代金
TICKETS PRICE

購入日
DATE OF PURCHASE 2025年7月22日

乗車日
DATE OF DEPARTURE 2025年7月22日

取扱カード会社
CARD COMPANY M U F G

クレジットカード番号
CARD NUMBER XXXXXXXXXXXXXXXXX

列車名・券種
利用区間 のぞみ214号
名古屋 FROM 東京 TO

東海旅客鉄道株式会社
Central Japan Railway Company
登録番号 T3180001031569



③

領 収 書
日進市議会議員 小野田利

信 様
領収金額 ￥7,750

(含む 消費税)
以下にて領収いたしました

◆ご利用明細◆

宿泊代 ￥7,750

10%対象 ￥7,750 (内 消費税額 ￥704)

◆お支払い明細◆

PayPay ￥7,750

お部屋番号 : 330
宿泊期間 : 2025/07/22 - 2025/07/23

アハホテル〈山手大塚駅タワー〉
TEL:0570-035-911 FAX:03-5985-5912

印紙税申告納
付につき麻布
税務署承認済

発行元
アハサービス株式会社
東京都港区赤坂3丁目2-3

登録番号:T7010401047434
取引番号:00050128500330 2025/07/01 23:10

4

領収書
RECEIPT

宛名
RECEIVED FROM

日進市議会議員

小野田 利信

様

お預かり番号
RESERVATION NUMBER 2032

金額計
TOTAL AMOUNT ￥10,560 (10%・税込)
(クレジットカード利用・Credit card use)

内容
DETAIL 乗車券類のご購入代金
TICKETS PRICE

購入日
DATE OF PURCHASE 2025年7月23日

乗車日
DATE OF DEPARTURE 2025年7月23日

取扱カード会社
CARD COMPANY M U F G

クレジットカード番号
CARD NUMBER XXXXXXXXXXXXXXXXX

列車名・券種
利用区間

スマート自由席
東京
FROM

→ 名古屋
TO

東海旅客鉄道株式会社
Central Japan Railway Company
登録番号 T3180001031569



ご利用明細

三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。
このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容	
070827	0095115	お振り込み	
受付通番	銀行番号	支店番号	口座番号
0059			
*****		お取引金額	
*****		¥25,000*	
*****		*****	
お取引 できない場合		残高	
10.19	※記手数料	おつり	¥4,120*
カ)ヒロセキ ヨウセイケンキウシ ヨ様 オノタ トシノブ 様 0561748330			

5

領収書

日進市議会議員
小野田 利信

2025年8月27日

様

金額

¥ 25,000

但 2025年10月14日 セミナー受講料として
上記正に受領いたしました

〒112-0011
東京都文京区千石 2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所
登録番号: T2011001095530



⑥

領収書
RECEIPT

宛名
RECEIVED FROM

日進市議会議員

小野田 利信

様

お預かり番号
RESERVATION NUMBER 2034

金額計
TOTAL AMOUNT ￥11,100 (10%・税込)
(クレジットカード利用・Credit card use)

内容
DETAIL 乗車券類のご購入代金
TICKETS PRICE

購入日
DATE OF PURCHASE 2025年10月14日

乗車日
DATE OF DEPARTURE 2025年10月14日

取扱カード会社
CARD COMPANY M U F G

クレジットカード番号
CARD NUMBER XXXXXXXXXXXXXXXXX

列車名・券種
利用区間 のぞみ214号
名古屋 FROM 東京 TO

東海旅客鉄道株式会社
Central Japan Railway Company
登録番号 T3180001031569



領収書
RECEIPT

7

宛名
RECEIVED FROM

日進市議会議員

小野田 利信

様

お預かり番号
RESERVATION NUMBER 2035

金額計
TOTAL AMOUNT ￥11,100 (10%・税込)
(クレジットカード利用・Credit card use)

内容
DETAIL 乗車券類のご購入代金
TICKETS PRICE

購入日
DATE OF PURCHASE 2025年10月14日

乗車日
DATE OF DEPARTURE 2025年10月14日

取扱カード会社
CARD COMPANY M U F G

クレジットカード番号
CARD NUMBER XXXXXXXXXXXXXXXXX

列車名・券種
利用区間 のぞみ255号
東京 名古屋
FROM TO

東海旅客鉄道株式会社
Central Japan Railway Company
登録番号 T3180001031569



ご利用明細

三菱UFJ銀行

ご来店いただきありがとうございます。

このご利用明細は必ずお持ち帰りください。

年月日	取扱店番	お取引内容
080206	0095115	お振り込み
受付通番	銀行番号	支店番号
0055		
		口座番号
		お取引金額
*****		¥25,000*

お取扱い できない場合	残高	
10.36	¥880*	おつり ¥4,120*
カ)ヒロセキ"ヨウセイケンキウシ"ヨ様		
オノタ"トシノフ"様		
0561748330		

お振込先・お受取人・ご依頼人

⑧

領収書

日進市議会議員

2026年2月6日

小野田 利信

様

金額

¥ 25,000

但 2026年2月17日 セミナー受講料として
上記正に受領いたしました

〒112-0011

東京都文京区千石 2-34-6

株式会社 廣瀬行政研究所

登録番号: T2011001095530



領 収 書 番 号 : 01CNET44
表 示 日 時 : 2026/03/02 17:31

⑨

領 収 書 (RECEIPT)

宛名 (RECEIVED FROM) 日進市議会議員 小野田 利信様

領収金額 (THE SUM) ￥4,450-

取引内容 (IN PAYMENT) 研修旅費として (税込み10%)
(For training trip expenses) (10% including tax)

領収日 (DATE OF RECEIPT) 2026/02/15

ご出発日 (DEPARTURE DATE) 2026/02/17

お問合せ番号 (APPLICATION NUMBER) E0105437886-01

お支払方法 (PAYMENT METHOD) クレジットカード
(CREDIT CARD)

旅行代金 (TRAVEL CHARGE) ￥4,450-

内訳 (DETAILS) クレジットカード
(CREDIT CARD) ￥4,450-

EXポイント
(EX POINTS)

クーポン
(COUPON)

補助金
(SUBSIDY)

株式会社ジェイアール東海ツアーズ
JR TOKAI TOURS, INC
登録番号 (T6010001046449)

10

領収書
RECEIPT

宛名
RECEIVED FROM

日進市議会議員

小野田 利信

様

お預かり番号
RESERVATION NUMBER 2036

金額計
TOTAL AMOUNT ￥5,510 (10%・税込)
(クレジットカード利用・Credit card use)

内容
DETAIL 乗車券類のご購入代金
TICKETS PRICE

購入日
DATE OF PURCHASE 2026年2月17日

乗車日
DATE OF DEPARTURE 2026年2月17日

取扱カード会社
CARD COMPANY M U F G

クレジットカード番号
CARD NUMBER XXXXXXXXXXXXXXXXX

列車名・券種
利用区間

のぞみ248号
京都
FROM

→ 名古屋
TO

東海旅客鉄道株式会社
Central Japan Railway Company
登録番号 T3180001031569

